特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０３６号
大阪府吹田市青山台４丁目９番８号
清算株式会社　株式会社ハローウィンズ
代表清算人　森本　　光
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県益田市本町３番30号
清算株式会社　株式会社右田本店
代表清算人　右田　　明
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所益田支部

特別清算開始協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市住吉町284番地の１
清算株式会社　株式会社シーズ
代表清算人　市毛　由之
1　決定年月日　令和７年12月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の免除
協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
2　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記１記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者（株式会社日本政策金融公庫を除く。）の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記１に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
水戸地方裁判所民事部

更生手続開始

令和７年（ミ）第４号
大阪府岸和田市宮本町10番12号
更生会社　株式会社都エンタープライズ
代表者代表取締役　榮野川優子
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　株式会社都エンタープライズについて更生手続を開始する。
3　管財人　奥津　　周
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月６日から令和８年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
更生会社　マツオインターナショナル株式会社
代表者代表取締役　松尾　憲久
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　マツオインターナショナル株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　中森　　亘
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月８日から令和８年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
更生会社　松尾産業株式会社
代表者代表取締役　松尾　憲久
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　松尾産業株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　中森　　亘
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月８日から令和８年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

令和２年（ミ）第１号
宮城県石巻市西浜町１番地２
更生会社　株式会社ヤマニシ
管財人　鈴木　正己
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

監督命令変更

小規模個人再生による再生手続開始